

Q4-4.台湾における連結および持分法適用の対象企業について教えてください。

非公開会社に適用される企業会計準則公報においては、連結財務諸表の作成に関する規定はありません。しかしながら、個別財務諸表において持分法の適用が義務付けられています。持分法適用対象となるのは、支配力を有する投資先会社(子会社)および重大な影響力を有する投資先会社(関連会社)で、子会社に対する持分法の適用については企業会計準則公報第7号「企業結合と支配を伴う投資」に、関連会社に対する持分法の適用については企業会計準則公報第6号「関連会社および共同支配企業に対する投資」に規定されています。

投資会社の議決権割合が50%を超える会社はもちろん、議決権割合が50%に達していなくても、法律上あるいは当事者間の合意により被投資会社の財務または運営の決定権や、董事会メンバーの大多数の任命権などを有している事実がある場合は、投資会社が被投資会社を実質支配しているとみなされ、子会社となります(企業会計準則公報第7号第6条)。日本基準では実質支配でも40%以上の持株基準がありますが、台湾基準ではこのような数値基準はありませんので、持分が40%を下回っていても子会社となる場合があります。

また、関連企業の範囲については、投資会社の議決権割合が20%以上の会社だけではなく、議決権割合が20%未満であっても、被投資会社の董事会に代表者を派遣している、配当等の決定への参加などを含む方針決定に参加している、投資会社と被投資会社との間に重要な取引がある、経営陣に人事交流がある、重要な技術情報の提供がある等の一定の条件を満たす場合には、投資会社が被投資会社に対して影響力があるものとして関連会社となり、持分法が適用されます(同第6号第4条から第6条)。日本基準でもこれに類似した基準がありますが、台湾基準と異なり、日本基準にはこれらに加えて持分比率が15%から20%の間という数値基準があります。このような数値基準は台湾基準にはありませんので、持株比率が15%を下回っていても関連会社となる可能性があります。